○電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)(抄)電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対昭 新旧対照条文

三 工事担任者試験を受けようとする者											とする者	二 電気通信主任技術者試験を受けよう	登録の更新を受けようとする者	一 法第十二条の二第一項の規定による	手数料を納めなければならない者	別表第二(第十三条関係)	手数料の額は、別表第二のとおりとする。	第十三条 法第百七十四条第一項の規定により納めなければならない	(手数料)	改正案	
一四、六〇〇円を超	で定める額)	を勘案して総務省令	範囲内において実費	○○○円を超えない	にあつては、二九、	試験を免除する場合	の試験科目について	通信主任技術者試験	令の規定により電気	規定に基づく総務省	第四十八条第三項の	二九、〇〇〇円(法		五五、〇〇〇円	金額			ッ納めなければならない			
11] (區斗)												二(同上)		一 (同上)	(同上)	別表第二(第十三条関係)		第十三条 (同上)	(手数料)	現行	-
(恒斗)												(同上)		(同上)	(同上)						7作業音グルロコ音/

に規定する電子情報処理組織を使用して同法第三条第八号に成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平	ま担任者資格者証の再交付を受けよう 電気通信主任技術者資格者証又は工	する者 する者 する者 する者 する者	おの更新を受けようとする者 と 法第八十八条第一項の規定による登	する者 より総務大臣が行う講習を受けようと 大 法第八十五条の十五第一項の規定に	五 法第六十八条の六第一項の規定によ	四 法第六十八条の三第一項の規定によ				
用して同法第三条第八号に条第一項の規定により同項の推進等に関する法律(平	一、五五〇円	一、九〇〇円	一六、九〇〇円	二八、八〇〇円	一九、〇〇〇円	五〇、七〇〇円	務省令で定める額	格者証の種類に応じとする工事担任者資	て、交付を受けよう	えない範囲内におい
		,	•							
	九	八	七	六	五	四				
に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(回斗)				
登録の更新の申請を項の規定により同項で等に関する法律(平	一、三五〇円	一、七〇〇円	(同上)	(同斗)	(同上)	(同上)				

| 規定する申請等を行う場合におけるこの表の適用については | と、九の項中「一、五五○円」とあるのは「一六、八○○円 | と、九の項中「一、五五○円」とあるのは「一六、八○○円 | と、九の項中「一、五五○円」とあるのは「一六、八○○円 | と、九の項中「一、五五○円」とあるのは「一六、八○○円

、九〇〇円」とあるのは、「一六、八〇〇円」とする。行う場合におけるこの表の適用については、七の項中「一六